独自基準・解釈の概要について

福井県では、以下の項目について、厚生労働省が定める基準とは異なる基準（独自基準）や解釈を定めています。

【訪問介護】

１　独自基準

1. サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 次の各号に掲げる訪問介護の事業を行う者は、当該各号に定める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。  一　指定訪問介護　基準省令第三十九条第二項第一号および第二号に掲げる記録  二　共生型訪問介護　基準省令第三十九条の三において準用する基準省令第三十九条第二項第一号および第二号に掲げる記録  三　基準該当訪問介護　基準省令第四十三条において準用する基準省令第三十九条第二項第一号および第二号に掲げる記録 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

1. 身体拘束

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | ・指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。  ・前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定居宅サービス事業者(指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。  (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |
| 独自基準を定める理由 | 身体的拘束等の適正化を図るため |

【（介護予防）訪問入浴介護】

１　独自基準

（１）サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 次の各号に掲げる訪問入浴介護の事業を行う者は、当該各号に定める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。  一　指定訪問入浴介護　基準省令第五十三条の三第二項第一号に掲げる記録  二　基準該当訪問入浴介護　基準省令第五十八条において準用する基準省令第五十三条の三第二項第一号に掲げる記録 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

（２）身体拘束

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | ・指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。  ・前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定居宅サービス事業者(指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。  (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |
| 独自基準を定める理由 | 身体的拘束等の適正化を図るため |

【（介護予防）訪問看護】

１　独自基準

（１）サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定訪問看護事業者は、基準省令第七十三条のニ第二項第一号から第四号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

（２）身体拘束

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | － |
| 独自基準の内容 | 指定居宅サービス事業者(指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。  (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |
| 独自基準を定める理由 | 身体的拘束等の適正化を図るため |

【（介護予防）訪問リハビリテーション】

１　独自基準

（１）サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定訪問リハビリテーション事業者は、基準省令第八十二条のニ第二項第一号および第二号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

（２）身体拘束

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | － |
| 独自基準の内容 | 指定居宅サービス事業者(指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。  (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |
| 独自基準を定める理由 | 身体的拘束等の適正化を図るため |

【（介護予防）居宅療養管理指導】

１　独自基準

1. サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定居宅療養管理指導事業者は、基準省令第九十条のニ第二項第一号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

1. 身体拘束

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | － |
| 独自基準の内容 | 指定居宅サービス事業者(指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。  (1)　身体的拘束等のの適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |
| 独自基準を定める理由 | 身体的拘束等の適正化を図るため |

【通所介護】

１　独自基準

（１）サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 通所介護の事業を行う者は、基準省令第百四条の四第二項第一号および第二号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

（２）身体拘束

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | ・指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。  ・前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定居宅サービス事業者(指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。  (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |
| 独自基準を定める理由 | 身体的拘束等の適正化を図るため |

２　解釈

1. 生活相談員の資格要件

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者  ※社会福祉法第一項各号のいずれかに該当する者（①～⑤）  　①大学又は専門学校で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  ②厚生労働大臣指定養成機関又は講習会の修了者  ③社会福祉士  ④厚生労働大臣指定資格合格者（現在は実施されていない）  ⑤同等以上の者として厚生労働省令で定めるもの（A精神保健福祉士 B大学において法第１９条第１項第１号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）  ※「これと同等以上の能力を有すると認められる者」については、明示されていない。 |
| 解釈の内容 | 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」は、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員のいずれかとする。 |
| 解釈を明示する理由 | 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、厚生労働省から明示されておらず基準が曖昧である状況のため、指定権者として生活相談員の資格要件を明示する。 |

【（介護予防）通所リハビリテーション】

１　独自基準

（１）サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定通所リハビリテーション事業者は、基準省令第百十八条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

（２）身体拘束等

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | ・指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。  ・前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定居宅サービス事業者(指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。 (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |
| 独自基準を定める理由 | 身体的拘束等の適正化を図るため |

【（介護予防）短期入所生活介護】

１　独自基準

（１）サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 短期入所生活介護の事業を行う者は、当該各号に定める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。  一　指定短期入所生活介護（次号に掲げる事業を除く。）　基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録  二　ユニット型指定短期入所生活介護　基準省令第百四十条の十三において準用する基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録  三　共生型短期入所生活介護　基準省令第百四十条の十五において準用する基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録  四　基準該当短期入所生活介護　基準省令第百四十条の三十二において準用する基準省令第百三十九条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

（２）施設規模

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | － |
| 独自基準の内容 | 法第八十六条第一項の条例で定める数は、三十人以上とする。 |
| 独自基準を定める理由 | － |

２　解釈

（１）生活相談員の資格要件

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | 社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者  ※社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者（①～⑤）  　①大学又は専門学校で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者  ②厚生労働大臣指定養成機関又は講習会の修了者  ③社会福祉士  ④厚生労働大臣指定資格合格者（現在は実施されていない）  ⑤同等以上の者として厚生労働省令で定めるもの（A精神保健福祉士 B大学において法第１９条第１項第１号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者）  ※「これと同等以上の能力を有すると認められる者」については、明示されていない。 |
| 解釈の内容 | 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」は、精神保健福祉士、介護福祉士として３年以上の実務経験を有する者のいずれかとする。 |
| 解釈を明示する理由 | 「これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、厚生労働省から明示されておらず基準が曖昧である状況のため、指定権者として生活相談員の資格要件を明示する。 |

【（介護予防）短期入所療養介護】

１　独自基準

（１）サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 短期入所療養介護の事業を行う者は、当該各号に定める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。  一　指定短期入所療養介護（次号に掲げる事業を除く。）　基準省令第百五十四条のニ第二項第一号および第二号に掲げる記録  二　ユニット型指定短期入所療養介護　基準省令第百五十五条の十二において準用する基準省令第百五十四条のニ第二項第一号および第二号に掲げる記録 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

【（介護予防）特定施設入居者生活介護】

１　独自基準

（１）サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 次に各号に掲げる特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、当該各号に定める記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。  一　指定特定施設入居者生活介護(次号に掲げる事業を除く。)  基準省令第百九十一条の三第二項第一号および第二号に掲げる記録  二　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護　基準省令第百九十二条の十一第二項第一号、第二号および第七号に掲げる記録 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

【（介護予防）福祉用具貸与】

１　独自基準

（１）サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 福祉用具貸与の事業を行う者は、基準省令第二百四条の二第二項第一号および第二号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

（２）身体拘束等

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | ・指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。  ・前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定居宅サービス事業者(指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。 (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |
| 独自基準を定める理由 | 身体的拘束等の適正化を図るため |

【特定（介護予防）福祉用具販売】

１　独自基準

（１）サービス提供記録等の保存期限延長

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | その完結の日から二年間保存しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定特定福祉用具販売事業者は、基準省令第二百十五条第二項第一号および第二号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 |
| 独自基準を定める理由 | 地方自治法上の金銭債権の消滅時効である５年と整合を図るため、介護報酬請求の根拠となるサービス提供記録やサービス計画の保存年限を変更する。 |

（２）身体拘束等

|  |  |
| --- | --- |
| 国基準省令 | ・指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。  ・前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |
| 独自基準の内容 | 指定居宅サービス事業者(指定特定施設入居者生活介護事業者を除く。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。 (1)　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  (2)　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  (3)　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |
| 独自基準を定める理由 | 身体的拘束等の適正化を図るため |